

防衛省組織令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令案参照条文 目次

○ 防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）（抄）	1
○ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（抄）	1
○ 一般職の職員に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（抄）	2
○ 防衛省組織令（昭和二十九年政令第七十八号）（抄）	3
○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（抄）	3
○ 防衛省組織令等の一部を改正する政令（令和三年政令第八十一号）（抄）	24

○ 防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）（抄）

（幕僚監部）

第二十条（略）

2（略）

3 前項に定めるもののほか、幕僚監部の内部組織は、政令で定める。

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（抄）

第六条（略）

2 別表第二の陸将、海将及び空将の欄又は陸将補、海将補及び空将補の（一）欄の適用を受ける自衛官の俸給月額、同表に掲げる俸給月額のうち、その者の占める官職に応じて政令で定める号俸による額とする。

（俸給の調整額）

第十一条の二 一般職給与法第十条の規定は、事務官等の俸給月額について準用する。この場合において、同法同条第一項中「人事院は、俸給月額が」とあるのは「俸給月額が」と、「適正な調整額表を定める」とあるのは「政令で適正な調整額表を定める」と読み替えるものとする。

（俸給の特別調整額）

第十一条の三 管理又は監督の地位にある職員の官職のうち政令で指定するものについては、その特殊性に基き、俸給月額につき、政令で適正な特別調整額を定めることができる。

2（略）

（地域手当等）

第十四条（略）

2 一般職給与法第十条の三から第十条の五まで、第十一条の三から第十一条の八まで、第十一条の十から第十四条まで及び第十六条から第十九条の三までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、一般職給与法第十条の第三項中「又は研究職俸給表」とあるのは、「研究職俸給表又は防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）別表第二自衛官俸給表」と、「管理監督職員」とあるのは「同法第十一条の第三第一項の政令で指定する官職を占める職員（以下「管理監督職員」という。）」と、同条第二項中「又は研究職俸給表」とあるのは、「研究職俸給表又は自衛官俸給表」と、「職務の級に」とあるのは「職務の級又は階級（当該職員の属する階級が陸将、海将又は空将であつてその者が同表の陸将補、海将補及び空将補の（二）欄の適用を受ける場合にあつては同欄をいい、当該職員の属する階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつてはその者に適用される同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（一）欄、（二）欄又は（三）欄をいう。）に」と、一般職給与法第十一条の三第二項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当並びに営外手当（防衛省の職員の給与等に関する法律第十

八条第一項に規定する自衛官に限る。以下同じ。）」と、一般職給与法第十一条の四、第十一条の六第一項及び第二項、第十一条の七第一項及び第二項並びに第十一条の八第一項中「及び扶養手当」とあるのは、「扶養手当及び営外手当」と、一般職給与法第十一条の五中「及び指定職俸給表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事院の定めるものに限る。）」とあるのは、「指定職俸給表又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）第七条第一項の俸給表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で防衛省令で定めるものに限る。）及び医師又は歯科医師である自衛官」と、一般職給与法第十一条の七第一項及び第二項並びに第十四条第一項中「人事院の定める」とあるのは「防衛省令で定める」と、同項中「人事院が指定する」とあるのは「防衛大臣が指定する」と、一般職給与法第十九条の三第一項中「以下「管理監督職員等」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十六条の二第一項又は第三十六条の六第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理監督職員等」と、「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」と、同条第三項第一号口中「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」と読み替えるものとする。

（航空手当等）

第十六条 次の各号に掲げる職員として政令で定める自衛官には、それぞれ当該各号に定める手当を支給する。

- 一 航空機乗員 航空手当
- 二 艦船乗組員 乗組手当
- 三 落下傘隊員 落下傘隊員手当
- 四 特別警備隊員 特別警備隊員手当
- 五 特殊作戦隊員 特殊作戦隊員手当

2 (略)

3 第一項各号に定める手当の額は、同項の自衛官の受ける俸給の百分の八十以内において政令で定める。

第二十四条の六 教育訓練招集に応じた予備自衛官補には、教育訓練招集に応じた期間一日につき、政令で定める額の教育訓練招集手当を支給する。

別表第二 (略)

備考(一) 統合幕僚長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の(二)欄に定める額の俸給を支給するものとする。

(二)～(四) (略)

○ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（抄）
（俸給の調整額）

第十条 人事院は、俸給月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他

の官職に比して著しく特殊な官職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、俸給月額につき適正な調整額表を定めることができる。

2 (略)

(特殊勤務手当)

第十三条 (略)

2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

○ 防衛省組織令 (昭和二十九年政令第七十八号) (抄)

(装備体系課)

第二百二十条 装備体系課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 防衛及び警備の計画に基づく装備体系の計画 (統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。) の総合調整に関する事。
- 二 防衛及び警備の計画に基づく装備体系に関する事 (統合幕僚監部及び指揮通信課の所掌に属するものを除く。)
- 三 装備の基準に関する事 (統合幕僚監部及び指揮通信課の所掌に属するものを除く。)
- 四 防衛及び警備の方法の研究改善に関する事 (統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)
- 五 装備品、船舶、航空機及び食糧その他の需品 (以下この目において「海上装備品等」という。) の研究改善の総合調整に関する事。
- 六 防衛装備庁に対する海上装備品等の技術研究及び技術開発の要求に関する事。

(航空機課)

第二百二十九条 航空機課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 航空機、航空機用機器並びに航空武器等 (火器、掃海器材、音響器材、磁気器材、航法器材、光学器材、通信器材、電波器材及び気象器材のうち航空機又は航空機の航行に関するものをいう。) 及びこれに付随する器材 (以下この条において「航空機等」という。) の補給、保管及び整備に関する事 (統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)
- 二 航空機等及び航空機等に関する役務の調達計画 (統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。) 及び防衛装備庁に対する調達要求に関する事。
- 三 航空機等の製造、改造、維持及び修理の監督、検査及び試験に関する事。
- 四 航空機等の取扱いに関する技術指導に関する事。
- 五 (略)

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令 (昭和二十七年政令第三百六十八号) (抄)

(一等陸佐、一等海佐又は一等空佐以上の自衛官に対する自衛官俸給表の適用範囲の区分)

第四条 (略)

2 自衛官俸給表の備考(二)の政令で定める者は、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部又は航空幕僚監部(次項において「幕僚監部」という。)の特に必要な事務を所掌する部の長その他これらに準ずる官職のうち、防衛省令で定める官職を占める自衛官とする。

3 自衛官俸給表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄又は(二)欄に定める額の俸給を支給を受ける職員の範囲は、次の各号に定めるところによる。ただし、新たに一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である自衛官に採用された者にあつては、その者の有する知識経験を考慮して、防衛大臣の定めるところにより、当該各号に定める年数によらないことができる。

一 自衛官俸給表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄に定める額の俸給を支給を受ける職員にあつては、幕僚監部の特に重要な事務を所掌する課の長その他これに準ずる官職のうち、防衛大臣の定める官職を占め、かつ、同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(二)欄に定める額の俸給を支給を受けていた期間が二年以上である者

二 自衛官俸給表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(二)欄に定める額の俸給を支給を受ける職員にあつては、幕僚監部の課長、陸上自衛隊の方面総監部の部の長、連隊の長又は群の長、海上自衛隊の地方総監部の部の長又は護衛隊の長、航空自衛隊の航空方面隊司令部の部の長又は飛行群の長その他これらに準ずる官職のうち、防衛大臣の定める官職を占め、かつ、同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(三)欄に定める額の俸給を支給を受けていた期間が二年以上である者

(指定職俸給表の適用を受ける事務官等の号俸等)

第六条の二十 法第六条第一項に規定する事務官等の号俸は、一般職給与法別表第十一の適用を受ける一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、防衛大臣が定める。

2 (略)

項	官 職	号 俸
一	統合幕僚長	八号俸
二	陸上幕僚長 海上幕僚長 航空幕僚長	七号俸
(略)	(略)	(略)
四	第四条第一項又は第二項の防衛省令で定める官職	一号俸から五号俸までの号俸のうち、官職ごとに防衛大臣が指定する号俸
備考	当分の間、この表の三の項又は四の項に掲げる官職のうち、防衛大臣が指定する官職に対応する号俸は、六号俸とする。 (俸給の調整額)	

第八条の二 法第十一条の二の規定により俸給の調整を行う事務官等の官職は、別表第二の勤務箇所欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の職員欄に掲げる事務官等の占める官職とする。

2 (略)

(俸給の特別調整額)

第八条の三 法第十一条の三第一項に規定する政令で指定する官職は、別表第三の上欄に掲げる組織の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる官職とする。

25 (略)

(特殊勤務手当)

第九条の七 法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十三条第二項の特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲及び支給額は、別表第五に定めるとおりとする。

(航空機乗員等の範囲)

第十一条の三 法第十六条第一項第一号に掲げる航空機乗員として政令で定める自衛官(以下「乗員」という。)は、次の各号のいずれかに掲げる者として防衛大臣の定める者とする。

一 随時航空機に乗り組んで次に掲げる職務を行うことを本務とする自衛官

イ 操縦

ロ 航空機の位置及び針路の測定並びに航法上の資料の算出

ハ 航空機に施設する無線設備又は防衛大臣の指定する特殊無線設備の通信操作及び技術操作

ニ 発動機及び機体の取扱(操縦装置の操作を除く。)

ホ イからニまでに掲げるもののほか、偵察、救難その他防衛大臣の指定する職務

二 随時航空機に乗り組んで前号に掲げる職務に関する技能を修得することを本務とする自衛官

三 第一号イに掲げる職務に関する技能を維持向上させるため防衛大臣の定める基準に従い飛行を行うことを命ぜられている自衛官

2 法第十六条第一項第二号に掲げる艦船乗組員として政令で定める自衛官(以下「乗組員」という。)は、居住施設を有し、かつ、港外行動を行うことを本務とする自衛艦その他の自衛隊(自衛隊法第二条第一項に規定する自衛隊をいう。以下同じ。)の使用する船舶(以下「艦船」という。総トン数五トン未満のものを除く。)として防衛大臣の定めるものに乗組んでいる陸上自衛官及び海上自衛官とする。ただし、防衛大臣は、これにより難い特別の事情があると認める場合には、乗組員の範囲について特例を定めることができる。

3 法第十六条第一項第三号に掲げる落下傘隊員として政令で定める自衛官(以下「落下傘隊員」という。)は、次の各号のいずれかに掲げる者として防衛大臣の定める者とする。

一 落下傘を利用して航空機から降下する作業（以下「落下傘降下作業」という。）に関する訓練課程を修了し、かつ、落下傘降下作業を行うことを本務とする陸上自衛官

二 落下傘降下作業に関する技能を修得することを本務とする航空自衛官

4 法第十六条第一項第四号に掲げる特別警備隊員として政令で定める自衛官（以下「特別警備隊員」という。）は、次の各号のいずれかに掲げる者として防衛大臣の定める者とする。

一 自衛隊法第九十三条第二項において準用する海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第十七条第一項の規定による立入検査を行う業務（対象船舶が容易に停止しないこと又は対象船舶にいる者が武装していると予想されることにより、当該業務の遂行に特に困難又は危険が伴うものに限る。以下「特別警備業務」という。）に関する訓練課程を修了し、かつ、特別警備業務を行うことを本務とする海上自衛官

二 特別警備業務に関する技能を修得することを本務とする海上自衛官

5 法第十六条第一項第五号に掲げる特殊作戦隊員として政令で定める自衛官（以下「特殊作戦隊員」という。）は、次の各号のいずれかに掲げる者として防衛大臣の定める者とする。

一 （略）

二 特殊作戦業務に関する技能を修得することを本務とする陸上自衛官

6 次の各号に掲げる自衛官は、当該各号に定める期間は、前各項に規定する自衛官に含まれないものとする。

一 第六条の二十第二項の規定の適用を受ける自衛官 その者の俸給月額が防衛大臣の定める額以上の額である期間

二 一の給与期間の全日数にわたつて前各項に規定する職務を行わなかつた自衛官（公務上の負傷、公務旅行、悪天候その他のやむを得ない事情により当該職務を行うことができなかったものとして防衛大臣が定めるものを除く。） 当該給与期間

（航空手当等の月額）

第十二条 法第十六条第三項の航空手当の月額は、乗員の属している階級における最低の号俸（その階級が陸将、海将又は空将である場合には、自衛官俸給表の陸将補、海将補及び空将補の（二）欄における最低の号俸）の額（その階級が三等陸佐、三等海佐又は三等空佐以上の階級である場合にあつては、その額に百分の九十四・二の範囲内において防衛大臣が定める割合を乗じて得た額）に心身に著しい負担を与える飛行を行うものとして防衛大臣が定めるジェット機の乗員にあつては百分の八十を、その他の乗員にあつては百分の六十をそれぞれ乗じて得た額に、次の各号に掲げる乗員の区分に応じて当該各号に定める割合の範囲内において防衛大臣が定める割合を乗じて得た額（一円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

一 第十一条の三第一号に該当する者 百分の百

二 第十一条の三第二号に該当する者 百分の八十

三 第十一条の三第三号に該当する者 百分の六十五

2 法第十六条第三項の乗組手当の月額は、防衛大臣の定める乗組員にあつては、その者の受けている俸給月額に百分の三十三（潜水艦の乗組員にあつ

ては百分の四十五・五、防衛大臣の定める艦船の乗組員にあつては百分の二十七・五)を乗じて得た額(一円未満の端数は、切り捨てる。)とし、その他の乗組員にあつては、防衛大臣の定めるところにより、その者の属している階級における最低の号俸の額(その階級が三等陸佐又は三等海佐以上の階級である場合にあつては、その額に百分の九十四・二の範囲内において防衛大臣が定める割合を乗じて得た額)に百分の三十三、百分の二十六・四又は百分の十六・五をそれぞれ乗じて得た額(一円未満の端数は、切り捨てる。)とする。

3 法第十六条第三項の落下傘隊員手当の月額、落下傘隊員の属している階級における最低の号俸の額(その階級が三等陸佐又は三等空佐以上の階級である場合にあつては、その額に百分の九十四・二の範囲内において防衛大臣が定める割合を乗じて得た額)に、第十一条の第三項第一号に該当する落下傘隊員にあつては百分の三十・二五(落下傘を利用して行う装備品及び食糧その他の需品の補給に関する教育訓練及び調査研究の支援のための落下傘降下作業を行うことを本務とする隊員として防衛大臣の定める者にあつては、百分の二十八・五)を、同項第二号に該当する落下傘隊員にあつては百分の二十四を、それぞれ乗じて得た額(一円未満の端数は、切り捨てる。)とする。

4 法第十六条第三項の特別警備隊員手当の月額は、特別警備隊員の属している階級における最低の号俸の額(その階級が三等海佐以上の階級である場合にあつては、その額に百分の九十四・二の範囲内において防衛大臣が定める割合を乗じて得た額)に、第十一条の第三項第一号に該当する特別警備隊員にあつては百分の四十九・五を、同項第二号に該当する特別警備隊員にあつては百分の三十九・六を、それぞれ乗じて得た額(一円未満の端数は、切り捨てる。)とする。

5 (略)

6 自衛隊法第四十六条の規定による減給の処分を受けた乗員、乗組員、落下傘隊員、特別警備隊員又は特殊作戦隊員に係る航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当又は特殊作戦隊員手当の月額は、前各項の規定による航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当又は特殊作戦隊員手当の月額からその額に俸給を減ずる割合を乗じて得た額をそれぞれ減じた額とする。

7 乗員、乗組員、落下傘隊員、特別警備隊員又は特殊作戦隊員がそれぞれ乗員、乗組員、落下傘隊員、特別警備隊員として勤務しないときは、前条の規定により特に勤務したものとみなされる場合を除くほか、それぞれ航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当又は特殊作戦隊員手当を減額して支給する。この場合における減額の方法については、第七条の二の規定の例による。

8 乗員、乗組員、落下傘隊員、特別警備隊員又は特殊作戦隊員のそれぞれ第一項から第五項までの規定による額が自衛官俸給表の陸将、海将及び空将の欄に掲げる額のうち防衛大臣の定める額とその者が受ける俸給月額との差額に相当する額を超えることとなる場合には、その者に支給する航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当又は特殊作戦隊員手当は、これらの規定にかかわらず、その差額に相当する額とする。
(教育訓練招集手当の日額等)

第十七条の十五 (略)

2 前条第二項及び第三項の規定は、教育訓練招集手当の支給について準用する。この場合において、同条第二項中「予備自衛官又は即応予備自衛官」とあるのは「予備自衛官補」と、「訓練招集に」とあるのは「教育訓練招集に」と読み替えるものとする。

別表第二（第八条の二関係）

勤務箇所		職員	調整数
本省内部部局	防衛省組織令（昭和二十九年政令第七十八号）第二十八条第一号に規定する事務に従事することを本務とする職員（防衛大臣の定める者に限る。）	一	一
防衛大学校	(1) 防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第十五条第二項に規定する教育訓練の課程（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四百四条第七項第二号の規定により大学院の博士課程に相当する教育を行うものとして認められたもののうち、防衛大臣の定めるものに限る。）を担当する教授、准教授及び講師（防衛大臣の定める者に限る。） (2) 防衛省設置法第十五条第二項に規定する教育訓練の課程を担当する教授、准教授及び講師（(1)に掲げる者を除くものとし、防衛大臣の定める者に限る。） (3) (2)の教育訓練の課程を受けている者の指導に常時従事する助教（防衛大臣の定める者に限る。） (1) 防衛省設置法第十六条第二項に規定する教育訓練（臨床に関する教育訓練を除く。）の課程を担当する教授、准教授及び講師（防衛大臣の定める者に限る。） (2) (1)の教育訓練の課程を受けている者の指導に常時従事する助教（防衛大臣の定める者に限る。） (3) 防衛省組織令第六十七条第一号に規定する事務に従事することを本務とする職員（防衛大臣の定める者に限る。）	二	二
防衛医科大学校	(1) 防衛省組織令第九十九条第二号に規定する事務に従事することを本務とする職員（防衛大臣の定める者に限る。）	一	一
統合幕僚監部	防衛省組織令第九十九条第二号に規定する事務に従事することを本務とする職員（防衛大臣の定める者に限る。）	一	一
陸上幕僚監部	防衛省組織令第二百二十四条第三号に規定する事務に従事することを本務とする職員（防衛大臣の定める者に限る。）	一	一
海上幕僚監部	(1) 結核患者を専ら入院させる病棟（以下「結核病棟」という。）又は精神病患者を専ら入院させる病棟（以下「精神病棟」という。）に勤務する看護師 (2) 結核病棟又は精神病棟に勤務する看護師長（当該病棟のみを担当している者に限る。）、看護師及び准看護師 (3) 結核患者又は精神病患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師 (4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第十四号）第六条第一項に規定する感染症の病原体その他の危険な病原体（以下「危険な病原体」という。）に汚染された検体を直	三	二

別表第三（第八条の三関係）

組織の区分	官職	種別
本省内部部局	官房長 局長 局次長 政策立案総括審議官 衛生監 施設監 報道官 公文書監理官 サイバーセキュリティ・情報化審議官 審議官	一種

防衛装備庁	防衛省組織令第八十一条第十号に規定する事務に従事することを本務とする職員（防衛大臣の定める者に限る。） (10) 外来患者及び入院患者に直接接して行う受付その他の窓口業務に従事することを常態とする患者係事務職員（防衛大臣の定める者に限る。） (9) 集中治療病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師（防衛大臣の定める者に限る。） (8) 結核病棟、精神病棟又は集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させる病棟（防衛大臣の定めるものに限る。以下「集中治療病棟」という。）に勤務する看護師長（2）に掲げる者を除く。）並びに集中治療病棟に勤務する看護師及び准看護師 (7) 危険な病原体及び汚物の付着した物件を直接取り扱うことを常態とする洗濯員 (6) 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員 (5) 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技師及び診療エックス線技師 接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する病理細菌技術者	一
自衛隊に置かれる病院		一

<p>陸上幕僚監部</p>	<p>統合幕僚監部</p>	
<p>部長 海上幕僚副長</p> <p>警務管理官 法務官 監察官 課長 部長</p> <p>陸上幕僚副長</p>	<p>統合幕僚副長 總括官 部長 副部長 課長 參事官 報道官 首席法務官 首席後方補給官 統合幕僚学校長</p>	<p>米軍再編調整官 參事官 課長 訟務管理官 施設整備官 提供施設計画官 施設技術管理官 服務管理官 衛生官</p>
<p>一種</p>	<p>一種</p>	

潜水艦隊司令部	幕僚長		一種
掃海隊群司令部	掃海隊群司令		一種
護衛隊群司令部	幕僚長		一種
海上訓練指導隊群司令部	護衛隊群司令		一種
航空群司令部	海上訓練指導隊群司令		一種
潜水隊群司令部	航空群司令		一種
艦隊情報群司令部	潜水隊群司令		一種
海洋業務・対潜支援群司令部	艦隊情報群司令		一種
開発隊群司令部	海洋業務・対潜支援群司令		一種
地方総監部	開発隊群司令		一種
教育航空集団司令部	地方総監		一種
教育航空集団司令部	幕僚長		一種
教育航空群司令部	教育航空集団司令官		一種
練習艦隊司令部	幕僚長		一種
練習艦隊司令部	教育航空群司令		一種
通信隊群司令部	練習艦隊司令官		一種
通信隊群司令部	通信隊群司令		一種
航空総隊司令部	航空総隊副司令官		一種
航空総隊司令部	幕僚長		一種
(略)	(略)		一種
航空教育集団司令部	幕僚長		一種
航空開発実験集団司令部	航空開発実験集団司令官		一種
航空開発実験集団司令部	幕僚長		一種
航空方面隊司令部	航空方面隊司令官		一種
航空方面隊司令部	航空方面隊副司令官		一種
航空方面隊司令部	幕僚長		一種

航空団司令部	航空団司令	航空団副司令	一種
警戒航空団司令部	警戒航空団司令		二種
航空救難団司令部	航空救難団司令		一種
航空戦術教導団司令部	航空戦術教導団司令		一種
飛行教育団司令部	飛行教育団司令		二種（防衛大臣の定める者にあつては、一種）
飛行開発実験団司令部	飛行開発実験団司令		一種
航空警戒管制団司令部	航空警戒管制団司令		一種
自衛隊情報保全隊本部	自衛隊情報保全隊司令		一種
自衛隊サイバー防衛隊本部	自衛隊サイバー防衛隊司令		一種
陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の学校	校長		一種
陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の補給処	副校長		三種（防衛大臣の定める者にあつては、一種又は二種）
自衛隊地方協力本部	副処長		一種
教育訓練研究本部	地方協力本部長		三種（防衛大臣の定める者にあつては、一種又は二種）
	教育訓練研究本部長		二種（防衛大臣の定める者にあつては、一種）
補給統制本部	補給統制本部長		一種
	副本部長		一種
海上自衛隊及び航空自衛隊の補給本部	補給本部長		一種
	副本部長		一種
自衛隊体育学校	校長		一種
	副校長		二種
自衛隊中央病院	病院長		一種
	副院長		一種
自衛隊地区病院	副院長		三種（防衛大臣の定める者にあつては、一種、二種又は四種）
	病院長		二種（防衛大臣の定める者にあつては、一種）
	副院長		一種

<p>防衛監察本部</p>	<p>地方防衛局</p>	<p>防衛装備庁内部部局</p>
<p>副監察監 課長 統括監察官</p>	<p>地方防衛局長 次長</p>	<p>防衛技監 部長 装備官 審議官 プロジェクト管理総括官 革新技術戦略官 調達総括官 総務官 人事官 会計官 監察監査・評価官 艦船設計官 課長 装備保全管理官 事業計画官 事業監理官 装備技術官 技術計画官 技術振興官 技術連携推進官 原価管理官 企業調査官</p>
<p>一種</p>	<p>一種</p>	<p>一種</p>

別表第五（第九条の七関係）

種類	支給される職員の範囲	支給額
<p>爆発物取扱作業等手当</p>	<p>支給される職員の範囲 不発弾その他爆発のおそれのある物件を取り扱う作業で防衛大臣の定めるものに従事する職員、特殊危険物質（サリン（メチルホスホノフルオロド酸イソプロピル）をいう。以下同じ。）及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。以下同じ。）を製造し、特殊危険物質若しくは特殊危険物質である疑いがある物質を取り扱い、若しくは特殊危険物質による被害の危険があると認められる区域内において行</p>	<p>作業一日につき一万四百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額</p>
<p>本省内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、自衛隊の部隊及び機関、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに防衛装備</p>	<p>防衛大臣の定める官職</p>	<p>防衛大臣の定める種別</p>
<p>備考 この表において「種別」とは、管理又は監督の地位にある職員が占める官職を当該管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高いものから順に一種から五種（自衛官にあつては、四種）までに区分したものをいう。</p>	<p>需品調達官 武器調達官 電子音響調達官 艦船調達官 通信電気調達官 航空機調達官 輸入調達官 装備開発官</p>	<p>二種（防衛大臣の定める者にあつては、一種）</p>

	<p>う作業で防衛大臣の定めるものに従事する職員又は放射性物質による汚染の除去その他の放射線による被ばくのおそれのある作業で防衛大臣の定めるものに従事する職員</p> <p>エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業で防衛大臣の定めるものに従事する診療放射線技師、診療エックス線技師又はエックス線助手</p> <p>航空機に搭乗して防衛大臣の定める作業に従事する職員（航空手当の支給を受ける者を除く。）</p>	<p>作業一月につき七千円</p> <p>搭乗一日につき八千五百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額。ただし、一月に支給する額は、十五万三千二百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額を超えることとなつてはならない。</p>
<p>航空作業手当</p>	<p>防衛大臣の定める特に危険な飛行を行う航空機に搭乗して防衛大臣の定める作業に従事する乗員及び落下傘隊員</p>	<p>搭乗一日につき三千四百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額。ただし、一月に支給する額は、五万二千二百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額を超えることとなつてはならない。</p>
<p>異常圧力内作業等手当</p>	<p>低圧室内において防衛大臣の定める航空生理訓練、飛行適応検査又は装備品及び食糧その他の需品に関する研究開発を実施する職員</p> <p>高圧室内又は再圧治療室内において高圧の下で防衛大臣の定める作業に従事する職員</p>	<p>作業を開始してから作業を終了するまでの時間一時間につき、気圧の区分に応じて次に定める額</p> <p>気圧〇・二メガパスカルまで 二百十円</p> <p>気圧〇・三メガパスカルまで 五百六十円</p> <p>気圧〇・五メガパスカルまで 九百十円</p> <p>気圧〇・七メガパスカルまで 千三百三十円</p> <p>気圧〇・九メガパスカルまで 千八百三十円</p> <p>気圧一・一メガパスカルまで 二千三百三十円</p>

<p>潜水器具を着用し、又は潜水艦救難潜水装置若しくは潜水艦救難潜水艇に乗り組んで潜水して行う作業に従事する職員</p>	<p>気圧一・三メガパスカルまで 三千円 気圧一・五メガパスカルまで 三千六百八十円 気圧二メガパスカルまで 四千三百五十円 気圧二・五メガパスカルまで 四千八百五十円 気圧三メガパスカルまで 五千三百五十円 気圧三・五メガパスカルまで 五千八百五十円 気圧四メガパスカルまで 六千三百五十円 気圧四・五メガパスカルまで 六千八百五十円 気圧四・五メガパスカルを超えるとき 七千三百五十円</p>
<p>次の作業の区分に応じて次に定める額 潜水器具を着用して行う作業 作業を開始してから作業を終了するまでの時間一時間につき、潜水深度の区分に応じて次に定める額（特に困難な作業で心身に著しい負担を与えると防衛大臣が認めるものにあつては、当該額にその百分の五十に相当する額を加算した額）</p> <p>潜水深度二十メートルまで 三百十円 潜水深度三十メートルまで 七百八十円 潜水深度五十メートルまで 千四百円 潜水深度七十メートルまで 二千円 潜水深度九十メートルまで 二千八百円 潜水深度百メートルまで 三千五百円 潜水深度百三十メートルまで 四千五百円 潜水深度百五十メートルまで 五千五百円 潜水深度二百メートルまで 六千五百円 潜水深度二百五十メートルまで 七千三百円 潜水深度三百メートルまで 八千円</p>	

南極手当	駐留軍関係業務手当	落下傘降下作業手当			
南緯五十五度以南の区域において南極地域への輸送に る者を除く。）	駐留軍に関する業務で防衛大臣の定めるものに従事する る地方防衛局の職員（俸給の特別調整額の支給を受け る者を除く。）	落下傘降下作業に従事する自衛官	航空医学実験隊の行う加速度実験の被験者となる職員	潜水艦若しくはこれに装備する兵器について潜航して 行う防衛大臣の定める試験若しくは検査に従事する職 員又は潜水艦に乗り組んで防衛大臣の定める長期の潜 航を行う海上自衛官	潜水艦若しくはこれに装備する兵器について潜航して 行う防衛大臣の定める試験若しくは検査に従事する職 員又は潜水艦に乗り組んで防衛大臣の定める長期の潜 航を行う海上自衛官
業務一日につき四千百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定め	業務一日につき六百五十円 範囲内で防衛大臣の定める額を加算した額）	作業一回につき六千六百五十円（航空手当、落下傘降下作業 は特殊作戦隊員手当の支給を受けない者にあつては、一万二千 六百円）を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額（特に困難 な作業で心身に著しい負担を与えると防衛大臣が認めるものに あつては、当該額にその百分の二十五に相当する額を超えない 範囲内で防衛大臣の定める額を加算した額）	作業一日につき二千百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定め る額。ただし、一月に支給する額は、一万七千円を超えること となつてはならない。	潜航一日につき千七百五十円を超えない範囲内で、防衛大臣の 定める額	潜水深度三百五十メートルまで 八千八百円 潜水深度四百メートルまで 九千六百円 潜水深度四百五十メートルまで 一万四百円 潜水深度四百五十メートルを超えるとき 一万二千二百円 潜水艦救難潜水装置に乗り組んで行う作業 作業一日につき千 四百円 潜水艦救難潜水艇に乗り組んで行う作業 作業を開始してから 作業を終了するまでの時間一時間につき四千二百九十円を超え ない範囲内で、防衛大臣の定める額

	夜間看護等手当	<p>自衛隊の病院若しくは診療所（診療所にあつては、防衛大臣の定めるものに限る。）に勤務する助産師、看護師若しくは准看護師のうち正規の勤務時間による勤務の一部若しくは全部が深夜（午後十時後翌日の午前五時前の間をいう。以下同じ。）において行われる看護等の業務に従事するもの又は自衛隊の病院若しくは診療所に勤務する医師、薬剤師、看護師その他の職員のうち防衛大臣の定める職員で正規の勤務時間以外の時間において勤務の時間帯その他に防衛大臣の定める特別な事情の下で救急医療等の業務に従事するもの</p>	<p>関する業務に従事する職員</p>
除雪手当	<p>自衛隊の施設に通ずる道路のうち防衛大臣の定める道路において午後五時から翌日の午前六時までの間又は暴風雪若しくは大雪に関する気象警報が発せられる場合に相当するとして自衛隊の気象部隊による警告（以下「暴風雪等に関する警告」という。）が発せられている間において行う除雪車による除雪作業及びこれに伴う排雪等の作業に従事する職員</p>	<p>勤務一回につき、次の業務の区分に応じてそれぞれ次に定める額</p> <p>看護等の業務 次の場合の区分に応じてそれぞれ次に定める額 勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 六千八百円（自衛官である者にあつては、六千四百五十円） 勤務時間が深夜の一部を含む勤務で深夜における勤務時間が四時間以上である場合 三千三百円（自衛官である者にあつては、二千九百五十円） 深夜における勤務時間が二時間以上四時間未満である場合 二千九百円（自衛官である者にあつては、二千五百五十円） 深夜における勤務時間が二時間未満である場合 二千元（自衛官である者にあつては、千七百二十円） 救急医療等の業務 千六百二十円</p>	<p>額</p>
死体処理手当	<p>防衛大臣の定める施設に配置され当該施設における死体の処理作業に従事する職員（一般職給与法別表第一行政職俸給表の適用を受ける者に限る。）又は自衛隊法第八十三条若しくは第八十三条の三の規定により派遣されて行う死体の収容作業その他の死体を取り扱う</p>	<p>作業一日につき四千円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額</p> <p>その他の場合で午後五時から翌日の午前六時までの間に作業を行う場合 三百円</p>	<p>額</p>

	<p>災害派遣等手当</p> <p>作業で防衛大臣の定めるものに従事する職員（医療業務に従事することを本務とする医師又は看護等の業務に従事することを本務とする看護師若しくは准看護師である者にあつては、防衛大臣の定めるものに限る。）</p>	
	<p>災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）に基づく災害対策本部の設置に係る災害、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）に基づく原子力災害対策本部の設置に係る災害（以下「原子力災害」という。）その他の防衛大臣の定める大規模な災害（原子力災害のうち防衛大臣の定めるもの及び災害対策基本法第二十八条の二第一項の規定による緊急災害対策本部の設置に係る災害（以下「特定大規模災害」という。）を除く。）が発生した場合において、自衛隊法第八十三条又は第八十三条の三の規定により派遣された職員であつて、遭難者等の搜索救助、水防活動、道路若しくは水路の啓開その他の防衛大臣の定める危険若しくは困難等を伴う救援等の作業に引き続き二日以上従事するもの又は特に生命に著しい危険を伴う作業として防衛大臣の定めるものに従事するもの（引き続き二日以上従事する者を除く。以下「一日従事職員」という。）</p>	<p>作業一日につき千六百二十円（災害対策基本法に基づく警戒区域及び原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策実施区域並びにこれらに準ずる危険な区域として防衛大臣の定めるものにおける作業並びに特に生命に著しい危険を伴う作業として防衛大臣の定めるもの（一日従事職員の作業を除く。）にあつては、三千二百四十円）</p>
<p>原子力災害のうち防衛大臣の定めるもの又は特定大規模災害が発生した場合において、自衛隊法第八十三条又は第八十三条の三の規定により派遣された職員であつて、遭難者等の搜索救助、水防活動、道路又は水路の啓開その他の防衛大臣の定める危険又は困難等を伴う救援等の作業に従事するもの</p>	<p>作業一日につき、次の作業の区分に応じてそれぞれ次に定める額</p> <p>原子力災害のうち防衛大臣の定めるものにおける作業 四万二千円を超えない範囲内で防衛大臣の定める額</p> <p>特定大規模災害における作業 六千四百八十円を超えない範囲内で防衛大臣の定める額</p>	

対空警戒対処等手当	自衛隊法第八十二条の三の規定により弾道ミサイル等を破壊する措置をとるべき旨を命ぜられた自衛隊の部隊の自衛官であつて防衛大臣の定める業務に従事するもの 防衛大臣の定める部隊に所属し、その部隊の所在する基地を離れて防衛大臣の定める期間を超えて行う航空警戒管制に関する業務に属する作業で防衛大臣の定めるものに従事する航空自衛官	業務一日につき千円（当該業務が特に困難な作業で心身に著しい負担及び緊張を与えると防衛大臣が認める場合にあつては、当該額にその百分の五十に相当する額を加算した額） 作業一日につき五百六十円
夜間特殊業務手当	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務であつて、航空警戒管制に関する業務その他の常時勤務を要する業務のうち防衛大臣の定めるもの（深夜における勤務時間が二時間に満たないものを除く。）に従事する職員	勤務一回につき、次の場合の区分に応じてそれぞれ次に定める額 勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 千円（勤務時間が深夜の全部又は一部を含む勤務の職員一人当たりの一月における平均的な回数が六回未満である業務として防衛大臣の定めるものに従事する職員（以下「特定回数深夜勤務職員」という。）にあつては、七百三十円） 勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 七百三十円（特定回数深夜勤務職員にあつては、四百九十円）
航空管制手当	防衛大臣の定める部隊に所属し、進入管制業務、飛行場管制業務その他の航空機の管制に関する業務で防衛大臣の定めるものに従事する自衛官（防衛大臣の定めるところにより、当該業務を行うのに必要な技能を有すると認定された者に限る。）	業務一日につき七百七十円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額
国際緊急援助等手当	自衛隊法第八十四条の五第二項第三号の規定に基づき、国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）の規定に基づく国際緊急援助隊の活動が行われる海外の地域において同法第三条第二項各号に掲げる活動として行われる業務に従事する職員	業務一日につき四千円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額（当該業務が心身に著しい負担を与えると防衛大臣が認める場合にあつては、当該額にその百分の五十（現地の治安の状況等により当該業務が心身に著しい緊張を与えると防衛大臣が認める場合にあつては、百分の百）に相当する額を超えない範囲内で防衛大臣の定める額を加算した額）

	<p>自衛隊法第八十四条の四の規定に基づき、海外の地域において邦人等の輸送に関する業務に従事する職員</p>	<p>業務一日につき七千五百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額（当該業務が特に困難な作業で心身に著しい負担及び緊張を与える）と防衛大臣が認める場合にあつては当該額にその百分の五十に相当する額を加算した額）</p>
<p>海上警備等手当</p>	<p>自衛隊法第八十四条の三の規定に基づき、海外の地域において邦人等の保護措置に関する業務のうち防衛大臣の定めるものに従事する職員</p> <p>特別警備業務若しくは特別海賊対処業務に従事する特別警備隊員又は航空機に搭乗して当該特別警備隊員を対象船舶へ輸送する業務（以下「特別警備隊員輸送業務」という。）に従事する乗員</p> <p>海賊対処法第七条第一項の規定により海上において海賊行為（海賊対処法第二条に規定する海賊行為をいう。以下この表において同じ。）に対処するため必要な行動をとることを命ぜられた自衛隊の部隊の職員であつて、海外の地域において行う業務（公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。）において行われる海賊行為に対処するためのもの）に限り、海賊対処法立入検査業務（海賊対処法第八条第一項において準用する海上保安庁法第十七条第一項の規定による立入検査に関する業務をいう。以下この表において同じ。）を除く。）のうち防衛大臣の定め</p>	<p>業務一日につき七千七百円（当該業務が特に困難な作業で心身に著しい負担及び緊張を与えると防衛大臣が認める場合にあつては、当該額にその百分の五十に相当する額を加算した額）</p> <p>業務一日につき四千円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額</p>

分べん取扱手当		<p>自衛隊の病院において専ら感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第二項若しくは第三</p>	<p>るものに従事するもの</p> <p>自衛隊法第九十三条第二項において準用する海上保安庁法第十七条第一項の規定による立入検査に関する業務（特別警備業務及び特別警備隊員輸送業務を除く。）若しくは海賊対処立入検査業務（特別海賊対処業務及び特別警備隊員輸送業務を除く。）のうち防衛大臣の定めるものに従事する職員又は重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第四百十五号）の規定に基づく船舶検査活動のうち、船舶に乗船しての検査、確認の業務に従事する職員</p> <p>自衛艦に乗り組んで行う我が国の防衛に資する情報の収集のための活動であつて、その困難性を考慮して防衛大臣の定めるものに従事する乗組員</p> <p>自衛隊法第八十二条の規定による行動をとることの要否に係る判断又は当該行動をとることとなつた場合におけるその円滑な遂行に必要な情報の収集のための活動（海外の海域における日本船舶（船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条に規定する日本船舶をいう。）その他の我が国に關係する船舶の航行の安全の確保に關し、政府が行う取組の一環として、海外の地域において行うものに限る。）であつて、その困難性その他の特殊性を考慮して防衛大臣の定めるものに従事する職員</p> <p>防衛大臣の定める分べんの取扱いに従事する医師（防衛大臣の定める者に限る。）</p>
感染症看護等手当	<p>業務一日につき二千円（当該業務が特に困難な作業で心身に著しい負担及び緊張を与えると防衛大臣が認める場合にあつては、当該額にその百分の五十に相当する額を加算した額）</p> <p>業務一日につき千円（当該業務が特に困難な作業で心身に著しい負担及び緊張を与えると防衛大臣が認める場合にあつては、当該額にその百分の五十に相当する額を加算した額）</p> <p>業務一日につき四百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額</p>	業務一日につき二百九十円	取扱い一件につき一万円

	<p>項に定める感染症又はこれらに相当するものとして防衛大臣が認める感染症の患者を入院させる病棟に配置されて看護等の業務に従事する看護師又は准看護師（俸給の調整額の支給を受ける者を除く。）</p>	
(略)	(略)	(略)
備考	<p>一 異常圧力内作業等手当に係る作業時間数を計算するに当たっては、一の給与期間の作業時間数をこの表に規定する潜水深度の区分又は気圧の区分ごとに合計し、その潜水深度の区分又は気圧の区分ごとの合計作業時間数に十分未満の端数があるときは、十分に切り上げるものとする。</p> <p>二 爆発物取扱作業等手当を支給される作業（防衛大臣の定める作業に限る。）又は航空管制手当を支給される業務に従事した時間が一日について四時間に満たない場合におけるこれらの手当の額は、この表に規定する支給額の百分の六十に相当する額とする。</p> <p>三 職員が同一の日において災害派遣等手当を支給される作業及び爆発物取扱作業等手当又は異常圧力内作業等手当を支給される作業（防衛大臣の定めるものを除く。）に従事した場合には、これらの作業に従事した者に対するこれらの手当の支給額のうち最も高い額の手当を支給する。</p>	

○ 防衛省組織令等の一部を改正する政令（令和三年政令第八十一号）（抄）

附 則

（施行期日）

- 1 この政令は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 （略）
- 3 （科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令の一部改正）
 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令（平成二十年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。
 別表第一の四の項第四号中「防衛装備庁電子装備研究所」を「防衛装備庁次世代装備研究所」に改め、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。